

平成25年11月26日

総務大臣
新藤義孝殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照

答申書

平成25年10月2日付け諮問第3059号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信番号規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

電気通信番号規則の一部を改正する省令案に対する意見及びそれに対する考え方

意 見	考 え 方
<p>意見1 電気通信番号の効率的な使い方を検討すべき。</p> <p>電話番号と言ってもドコモやイー・モバイル等が提供する通話ができないデータ通信専用プランの端末や SIM にも通常の携帯電話の番号(080,090)が割り振られている。これらとプリペイド端末を 070 でやれば良かったのにと前々から考えていた。</p> <p>通話とデータ通信専用の番号がごっちゃ混ぜなので、この際ちゃんと棲み分けをして番号を効率的に使うのも考えた方がいいです。</p> <p>私は PHS と携帯の MNP は大賛成です。今はスマートフォンがこれだけ普及すれば、docomo.ne.jp 等のキャリアメールは設定方法が難しいこともあって全く使っていない人が増え、SMS さえ相互に使用すればいいと思います。</p> <p style="text-align: right;">(個人1)</p>	<p>考え方1</p> <p>携帯電話及びPHSへ指定する電気通信番号について、その用途等により電気通信番号の棲み分けを行うことの御提案については、M2M※サービス等への電気通信番号の導入の検討と併せて改めて検討することが適当であり、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>携帯電話とPHS間の番号ポータビリティについては、本件省令案に賛成の御意見として承る。</p> <p>なお、SMSについては、番号ポータビリティの導入と合わせて、PHSと携帯電話と相互に利用可能となる予定と聞いている。</p> <p>※ M2M : Machine to Machine の略。人を介在せず、機器が相互に通信しあう通信形態。</p>
<p>PHS と携帯電話間での MNP を可能にする電気通信番号規則の変更に伴い、第9条第1項第4号や別表第1第7号を削除扱いではなく完全になかったことにする(番号の切り上げ)をすることの意図が理解できないが概ね賛同する。</p> <p>ただし、携帯電話事業者には音声通話の伝送を主とする契約に対し、客からの希望があった場合(MNP および客の希望番号を割り当てるサービスを客が利用した場合など)を除いて 070 から始まる識別番号を割り当てず、データ通信を主とする契約および、電話番号配信のために用いる仮電話番号に 070 から始まる識別番号を優先して割り当てる努力義務を課す必要があると感じる。</p> <p>そして MNP の開始日は 10 月からではなくもっと早い時期であることを希望する。</p> <p style="text-align: right;">(個人2)</p>	<p>携帯電話とPHS間の番号ポータビリティについては、本件省令案に賛成の御意見として承る。</p> <p>070 から始まる番号の使用方法については、携帯電話事業者において、音声通話の伝送を主とする契約に対して使用しても特段問題は生じないと考えられるが、携帯電話とPHSへ指定する電気通信番号について、どのような用途に使用する番号とするかどうかについては、M2Mサービス等への電気通信番号の導入の検討と併せて改めて検討することが適当であり、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>MNPの開始については、電気通信事業者における検討やシステム改修などを考慮して決めているところであり、本省令改正案の施行日から大幅な前倒しは難しいと聞いている。</p>
<p>意見2 電気通信番号の指定についての要望。</p>	<p>考え方2</p>
<p>改正案では、携帯事業者および PHS 事業者に対して番号指定を実施するにあたって、090/080/070 番号帯を区別なく指定できるように解釈できま</p>	<p>総務省から携帯電話事業者及びPHS事業者へ指定する電気通信番号のうち、070-5 及び 6 についてはPHS事業者1社だけに指定されている</p>

す。従来の番号指定方法である 070-5,6 を PHS 事業者、070-1~4、7~9、080、090 を携帯電話事業者に指定するといった方法が変更となる場合、想定外の改修コストや改修期間等への影響が発生する場合があります。

当社は「携帯電話と PHS 間の番号ポータビリティの実現」に向け、従来の番号指定の考え方を参考に、利用者利便性の向上等に資するため、現在携帯電話・PHS事業者との確認を行いながら、ネットワークの改修等に取り組んでいるところです。従って、携帯電話・PHS事業者への番号指定については、当面は従来の指定方法とし、今後、番号指定の方法を変更する場合には、十分な議論と周知期間を経て進めていただきたいと思います。

(NTT西日本)

(NTT東日本)

当社は携帯電話・PHSの番号ポータビリティに向けて、携帯・PHS事業者との協議に則り、弊社内のネットワーク改修等に取り組んでおりますが、今回の省令改正案では、従来の指定条件である

- ・携帯電話：070-C（C=0,5,6を除く）、080、090
- ・PHS：070-C（C=5,6）

を超えた電話番号の指定が可能なように解釈できます。

070-C（C=5,6）に携帯、070-C（C=0,5,6を除く）/080/090にPHS、といった指定範囲の変更については、これまで十分な議論はされておらず、仮に変更となった場合、各事業者においては、想定外のネットワークの影響や、それに伴う追加改修が発生する可能性があります。

また、仮に070-5,6の空き番号に携帯番号を指定する場合、平成24年3月1日の情報通信審議会電気通信事業政策部会答申に記載のあるように、利用可能な番号数は510万番号のみであり、年間700万番号のペースで携帯番号の指定が見込まれること、さらには、M2Mサービスの潜在需要も相当数あること（需要母体31.7億）から、今後の携帯番号等の枯渇状況によっては、090-0番号を携帯電話に開放することを見送った際と同様、有効な対策とはならない可能性もあります。

今後の番号指定にあたっては、従来の番号指定の考え方を踏襲した運用対処を進めつつ、需要増により番号枯渇が想定される場合は、事業者における追加改修の影響や今後の携帯、PHS番号の需要動向等を踏まえ、他0A0番号の開放を含めた十分な議論と準備期間が必要であると考えます。

(NTTコミュニケーションズ)

ところである。携帯電話事業者及びPHS事業者への電気通信番号の指定状況及び番号利用数並びに同事業者のシステム改修等を総合的に鑑みると、当面は現行の規定※に準じた電気通信番号の指定していくことが適当と考える。総務省においては、可能な限り関係事業者の要望を聞き、調整を行った上で、電気通信番号の指定を行っていくことが適当と考える。

また、今後、070の番号帯の不足を想定して、総務省においてはその対応について十分な議論と準備期間を用意することが必要と考える。

※ 電気通信番号規則（平成25年11月時点）により、070-1~4、7~9は携帯電話事業者に対して、070-5,6はPHS事業者に対して、電気通信番号の指定を行っている。

<p>意見3 識別音に係る問題点の検討のフォローの要望。</p> <p>1) ポータビリティの導入について 平成24年3月に情報通信審議会答申で指摘されたポータビリティ導入の課題に対して、一応の対策がとられたことから導入に際しての異論はございません。</p> <p>2) 識別音について 音声通話において呼び出し音(RBT)が鳴るまでの短い時間内に発信者に聞こえる音(以下「識別音」と省略します)については、今後音声通話サービスの多様化、提供事業者の増加に伴い、識別音の種類が増加するため、各識別音の区別が難しくなる可能性(特に識別音が信号音の場合)があると想定されます。現在、事業者間で識別音の現状調査等を行っていることから、そうした場にて今後も引き続き識別音に係る問題点を検討する等フォローしていくことが望ましいと考えます。 (NTTドコモ)</p>	<p>考え方3</p> <p>携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入については、本件省令案に賛成の御意見として承る。</p> <p>識別音については、関係事業者において現状調査等を行っているとのことであり、総務省においては、その調査状況や国際動向等について注視し、その結果を踏まえ必要に応じ検討を行っていくことが適当と考える。</p>
<p>意見4 賛成。移動体通信市場の活性化に繋がる。</p> <p>「携帯電話の電気通信番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等のあり方」の答申でも示されたとおり、携帯電話とPHS間において、番号ポータビリティを導入することは、移動体通信市場の活性化に繋がるため賛成いたします。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>考え方4</p> <p>携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入については、本件省令案に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見5 施行日が遅い。</p> <p>今回の改正は利用者の利便性向上につながるものと評価しますが、施行日が1年も先というのはあまりにも時間がかかりすぎています。 国の取り組みは公共事業も含めてですが、時間がかかり過ぎだとも思います。事業者の準備もあるとは思いますが、もっとスピード感を持って進めていただきたい。 (個人3)</p>	<p>考え方5</p> <p>携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入については、本件省令案に賛成の御意見として承る。</p> <p>施行日については、電気通信事業者における検討やシステム改修などを考慮して決めているところであり、本省令改正案の施行日から大幅な前倒しは難しいと聞いている。</p> <p>ただし、国の取り組みについては御意見のとおり、可能な限りスピード感を持って努めてもらうことが必要であると考えます。</p>